

南三陸町公告

南三陸町制限付き一般競争入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び南三陸町建設工事執行規則(平成17年南三陸町規則第42号)第6条の規定により、公告する。

平成26年6月25日

南三陸町長 佐藤 仁

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 南三陸町役場外太陽光発電設備及び蓄電池設置工事
- (2) 工事場所 南三陸町役場及びスポーツ交流村
- (3) 工期 契約締結日の翌日から平成27年1月31日まで
- (4) 工事概要 太陽光発電設備及び蓄電池設置工事一式
- (5) 支払条件 前金払、完成払とする。

2 入札参加資格

- (1) 宮城県内に本社、支店、営業所等(支店、営業所等の場合は、本社から委任を受け、南三陸町入札参加者として登録のあること。)のいずれかを有し、南三陸町建設工事執行規則の規定に基づく競争入札参加承認を受けていること。
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23に規定する経営事項審査における電気工事の総合評定値(同法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。)が850点以上であること。
- (3) 過去2年間において国(公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と類似する工事の施工実績を有すること。
- (4) 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- (5) この工事の業種に対応する国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事の現場に専任で配置できること。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないものであること。
- (7) 南三陸町入札参加業者指名停止要領(平成17年南三陸町訓令第37号)に基づく指名停止を受けている期間でないこと。

3 入札手続等

- (1) 入札参加申請書類の交付等

ア 交付期間

平成26年6月26日(木)から平成26年7月4日(金)までの期間の午前9時から午後5時まで(ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間

帯を除く。)

イ 交付場所

南三陸町環境対策課 環境政策係

(2) 設計図書の見学

ア 期間

平成26年6月26日(木)から平成26年7月18日(金)までの間の午前9時から午後5時まで(ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。)

イ 場所

南三陸町環境対策課 環境政策係

ウ 質問

設計図書について質問がある場合は、備え付けの質問書に記入し、平成26年7月16日(水)までに南三陸町環境対策課へ提出すること。

エ 回答

質問に対する回答は、平成26年7月18日(金)午前9時から午後5時までの間、に、各社にファクシミリ又は電子メールにより回答する。

オ 設計図書等の交付

貸出しによる。ただし、貸出し時間は2時間以内とする。

(3) 入札執行の日時及び場所

ア 日時

平成26年7月24日(木)午後1時30分

イ 場所

南三陸町役場大会議室

4 入札参加資格の承認申請

(1) 申請書類

入札に参加するものは、次に掲げる書類を正副2部(⑥を除く。)提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

① 制限付き一般競争入札参加申請書(様式第1号)

② 建設業法第3条第1項に係る許可の写し

③ 類似工事の施工実績調書(様式第2号)

④ 配置予定の技術者に関する調書(様式第3号)

⑤ 最新の総合評定通知書の写し

⑥ 入札参加申請者の所在地及び名称を記載した返信用封筒(1通)

(2) 受付期間及び場所

ア 期間

平成26年6月26日(木)から平成26年7月4日(金)までの午前9時から午後5時まで(ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。)

イ 場所

南三陸町環境対策課 環境政策係

- (3) 入札参加有資格者については、申込みのあった者に入札参加資格の有無について通知する。
- (4) 入札参加有資格者と認められなかった者は、その理由について環境対策課へ書面で問い合わせることができる。

5 入札方法等

- (1) 電報及びファクシミリその他の電気通信による入札は認めない。
- (2) 入札金額の記載に当たっては、入札書に記載した金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札は、2回に限りこれを行うものとする。

6 入札保証金

免除する。

7 入札の無効等

- (1) 正当な理由なく所定の時刻までに入札の会場に入れなかった者は、失格とする。
- (2) この公告に示した入札に参加するものに必要な資格のない者又は虚偽の申請を行った者のした入札並びに南三陸町財務規則及び南三陸町建設工事執行規則の規定に違反した者の入札は、無効とする。
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札は、無効とする。

8 落札者の決定

- (1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札をした者とする。
- (2) 最低制限価格を設定することとし、当該最低制限価格より低い価格の入札をした者は、失格とする。
- (3) 再度の入札の結果、落札者が決定されなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することがある。

9 契約の締結

議会の議決を要する契約については、南三陸町議会の議決を経てから本契約となるので、それまでは仮契約とする。

10 契約保証金

落札者は、南三陸町建設工事執行規則第22条の規定により、請負金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、同規則

第23条第1項の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除できるものであること。

契約保証金の現金による納付、又は契約保証金の納付に代わる措置として、下記に掲げる保証措置のいずれかの方法から落札者が選択し行うことができる。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 金融機関等の保証
- (3) 保証事業会社の保証
- (4) 公共工事履行保証証券による保証
- (5) 履行保証保険契約の締結

1.1 その他

入札者が、南三陸町暴力団等排除措置要綱（平成20年南三陸町訓令第32号）第3条各号に規定する措置要件に該当するときは、指名停止措置を行う。

また、受注者が契約後、次の措置要件に該当することが判明したときは、契約を解除できるものとする。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (1) 登録業者の役員等（法人の場合は非常勤役員を含む役員若しくは支配人又は支店若しくは営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する者、個人の場合は本人又は支配人若しくは営業所の代表者）が暴力団員であるとき又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (2) 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の威力若しくは暴力団関係者を利用するなどしていたと認められるとき。
- (3) 暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に関与していると認められる法人、組合等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用していると認められるとき。

不明な点については、当町担当に照会すること。

- ・ 南三陸町環境対策課（環境政策係） 担当者 佐藤
電 話 0226-46-5528（環境対策課直通）
F A X 0226-46-2607